

## 須賀川市イベント等消費喚起応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の事業者組織等が消費喚起のため自主的に開催する事業等について、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる事業者組織等の要件は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 商店会連合会又は商店会連合会に加盟している商店会等
- (2) 商店街振興組合、事業協同組合、まちづくり会社
- (3) その他、市長が商業振興のうえから、補助金の交付が適当であると認める商業関係団体等

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業及び補助対象経費は別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 年間を通して継続的に行われる事業については、一つの補助対象事業とみなす。
- 3 複数の事業者組織等が共催する事業については、一つの補助対象事業とし、代表する事業者組織等に補助するものとする。

(補助金の交付申請添付書類)

第4条 規則第4条第1項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 事業者組織等の名簿

(概算払いの請求)

第5条 規則第8条の規定により、前金払又は概算払を可として交付決定を受けた場合は、次に定めるところにより請求することができる。

- (1) 請求回数の上限は、1回とする。

(2) 1回あたりの請求額の上限は、交付決定額とする。

2 前項の規定による補助金の前金払又は概算払の請求をしようとするときは、補助金等前金（概算）払請求書に前金払又は概算払が必要な理由に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実績書（第3号様式）

(2) 収支精算書（第4号様式）

(3) 実施写真及び関係資料

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(須賀川市商店街にぎわい事業費補助金交付要綱の廃止)

2 須賀川市商店街にぎわい事業費補助金交付要綱（平成10年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の須賀川市商店街にぎわい事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第11条の規定は、この要綱施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

| 区分     | 対 象 事 業  | 補 助 内 容            |      |      |          |
|--------|--|--------------------|------|------|----------|
|        |  | 事業費補助（事業費全体に関する補助） |      |      |          |
|        |  | 補助率                | 限度額  | 終期設定 | 対象経費     |
| イベント事業 | 日常的な消費喚起を促進するために行うイベント事業   | 1 / 2              | 20万円 | 3年   | 別表第2のとおり |
| 組織支援事業 | 情報発信事業<br>イメージアップ事業<br>情報システム整備事業<br>社会貢献事業<br>イベント等消費喚起事業の企画実施団体の育成事業 |                    | 50万円 |      |          |

備考 国、県等補助金の交付を受ける場合は、国、県等の補助金額を除いた金額にそれぞれの補助率を適用し、限度額以内の金額を補助する。

別表第2（第3条関係）

| 経費区分   | 内容                                  | 備考   |
|--------|-------------------------------------|--|
| 報償費、旅費 | 出演者等に対する謝金、旅費及び宿泊費                  | 20万円を補助限度額とする。   |
| 会場設営費  | イベント等会場の設営費                         |  |
| 委託費    | イベント等の運営、機材等の運搬及び会場周辺の警備費、システム構築等費用 |  |
| 備品購入費  | イベント等の実施に伴う備品購入費用                   | 当該事業用と明確に区分できるものに限る。<br>汎用性の高いものは不可。<br>長期間イベントに使用する備品に限る。         |
| 原材料費   | イベント等の実施に伴う材料費                      | 市内に事業所を有する事業者へ発注するものに限る。<br>ただし、Web広告については、市外に事業所を有する事業者への発注を可とする。 |
| 貸借料    | 機材等のレンタルに要する経費                      |  |
| 会場借用費  | イベント等会場及び周辺道路の借上費用                  |  |
| 広告宣伝費  | チラシ・ポスター作成、Web広告等に要する経費             |  |
| 消耗品費   | 消耗品に要する経費（事務用品も含む）                  |  |
| 食糧費    | イベント等開催日の運営従事者に対する弁当及び飲料費（酒類は対象外）   |  |
| 保険料    | 機材等の保険料その他イベント等に関する損害保険料            |  |